

いじめの防止等のための基本的な方針

**令和 7 年 4 月
吉川市立美南小学校**

目次

はじめに	1
第1 吉川市立美南小学校いじめ防止基本方針の策定	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等のために本校が実施する施策	2
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	2
(2) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織	2
(3) 本校におけるいじめの防止等に関する措置	3
3 重大事態への対処	4
(1) 重大事態への対処の流れ	7
(2) 吉川市教育委員会又は本校による調査	8
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
<資料> 年間活動計画 案	10

はじめに

平成25年6月28日にいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が公布され、以降、文部科学大臣、埼玉県ならびに吉川市により、「いじめの防止等のための基本的な方針」がそれぞれ策定された。

本校においては、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」こと、また、「いじめは人として決して許されない人権侵害であること」を常に意識し、さまざまな施策を行うことで、いじめの早期発見、解消に努めてきた。

「吉川市立美南小学校いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策をより実効的なものとし、児童の尊厳を守るため、学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に努めるよう、法第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

第1 吉川市立美南小学校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国、県、及び市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関するいじめ防止基本方針を定める。

美南小学校いじめ防止基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、美南小学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等のために本校が実施する施策

（1）学校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、国のいじめ防止基本方針、埼玉県いじめ防止基本方針、吉川市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定める。

（2）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、美南小学校いじめ問題対策委員会（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

この組織は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

この組織の構成員には、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、あおぞら相談員・SC・SSWを充てる。個々の事案により、学級担任や委員会、クラブ活動の担当が参加可能とする。

(3) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。その際、

- ・いじめは重大な人権侵害にあたり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学習する取り組みを行う。

東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

児童に対し、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている子供の立場で指導・支援を行うために、

- ① 子供の悩みを親身になって受け止め、子供の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って指導に当たる。
- ③ いじめられている子供を守り通すことを最優先に指導・支援する。

- ④ 教師は、日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努める。
ことを念頭に置いて対応に当たる。

(イ) 配慮が必要な児童

次のような特に配慮が必要な児童は、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。学校として、当該児童がいじめや差別の対象とならないよう、正しい知識を学ぶ場を設け、感染症によるいじめや差別が生じないよう指導・支援する。

- ・発達障害を含む障がいがある児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・大規模災害等により被災した児童や避難している児童
- ・様々な未知の感染症に罹患した児童 等

(ウ) 学級づくり

いじめの発生を防止するため、

- ① 児童が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
- ③ 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

(エ) 学習指導

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(オ) インターネット等への理解

インターネット上のいじめや詐欺等の犯罪などのトラブルに児童が巻き込まれる可能性が高まっている中、家庭や関係機関等と連携し、インターネットやSNSなどの適切な利用について、児童の理解を深める。

そのために、デジタルシティズンシップ教育の充実に取り組む。児童がパソコンやスマートフォン等の情報通信機器を正しく有効に活用できるよう、教職員研修及び授業の充実に向けた支援を図る。

(カ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者同士の親密な関係が重要であり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

イ 早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いため、教職員は、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒からの相談に対し、迅速に対応することを徹底する。

また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

さらに以下の取組により早期発見、早期対応を行う。

- ・児童へのアンケート（毎月）
- ・心の健康観察アプリ「心音」の実施（毎日）
- ・5年生対象 QU 調査の実施（年1回）
- ・保護者との面談（教育相談日の設定）

ウ いじめに対する措置

（いじめに対する措置）

第23条第2項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときには、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によっては、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の

保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

- ・ いじめている子供への指導
- ・ いじめられている子供への支援
- ・ 周りではやし立てる子供への対応
- ・ 見て見ぬふりをする子供への対応
- ・ 学級全体への対応

【関連】いじめの加害者である児童生徒の出席停止について

吉川市いじめの防止等のための基本的方針（第3版）令和4年12月

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

2 市及び教育委員会が実施する施策

(2) 市及び教育委員会が実施する取組

イ いじめの早期発見・対応のための取組

(イ) いじめに対する対応

- ・教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、学校に対し必要な支援を行い、講ずるべき措置等について指示する。さらに、学校からの報告に係る事案について、自ら必要な調査を行う。
- ・教育委員会は、法第26条の規定に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定により、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

学校は、上記の内容を踏まえ、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を市教育委員会と連携し速やかに講じる。いじ

めの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置が実施された場合には、出席停止期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと判断されるときは、吉川警察署（TEL 048-958-0110）と連携して対処する。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。但し、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対処

（1）重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。

イ いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童や保護者からあったときは、速やかに教育委員会に報告し、調査等に当たる。

ウ 詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

エ 重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

オ 法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）

カ 調査を行った場合は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

キ 調査結果は、教育委員会を通じて市長へ報告する。その際、いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 吉川市教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目

安に関わらず、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、速やかに教育委員会に報告し、調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会からの指導、支援を受け、調査を行う。

(エ) 調査を行うための組織について

事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、組織を設ける。この組織の構成については、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係につい

て、いじめを受けた児童やその保護者に対して適切に説明する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果は市長に報告する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、美南小学校いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、美南小学校いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

<資料> 年間活動計画 案

	低学年	中学年	高学年
4 月	- 各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針に係る取組を策定する。 - 職員会議において「美南小学校いじめの防止のための基本的な方針」（以下「基本方針」）を策定する。 - 各学年の発達の段階に応じて、学級開きの際など、いじめの重大性、定義やいじめについての対処方法について、学級活動で指導する。 - 基本方針については、ホームページへの掲載及び学校だよりをとおして周知を図る。 - 第1回なかよしアンケートの実施 ⇒情報集約・情報共有・指導（対策）・見届け		
5 月	- 運動会等の練習に取り組み、仲間意識、助け合いの心を醸成する。 - 特別の教科道徳において、自分自身に関わることについて授業実践を行う。（研修推進・道徳部） - 学校運営協議会において今年度の基本方針について説明する。 - デジタルシティズンシップ、情報モラル教育を全学年において開始する。 - 第2回なかよしアンケートの実施 ⇒情報集約・情報共有・指導（対策）・見届け		
6 月	- 個別面談を実施し、担任と保護者で、学校生活やいじめに関する情報の共有を図る。⇒情報は全職員で共有できるようにする。 「埼葛人権を考えるつどい」に向けた取り組みと連携し、人権尊重する心と共にいじめ防止意識の醸成を図る。⇒人権感覚の育成 「青少年のネットモラル啓発DVD」の活用や各種防犯教室の実施を通して、ネットいじめ防止及びネット利用啓発のための授業を実施する。⇒生徒指導部の連携 - 第3回なかよしアンケートの実施 ⇒情報集約・情報共有・指導（対策）・見届け		
7 月	- 基本方針について1学期評価・改善検討する。 - 特別の教科道徳において、他人との関わりに関することについて授業実践を行う。（課題研修推進委員会・道徳部） - 第4回なかよしアンケートの実施 ⇒情報集約・情報共有・指導（対策）・見届け		

夏季 休業中	・いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会を実施し、教員の資質向上を図る。（「I's 2019」及び生徒指導提要の活用）
9 月	・第 5 回なかよしアンケートの実施 ⇒情報集約・情報共有・指導（対策）・見届け
10 月	・特別の教科道徳において自然等とのかかわりに関する授業実践をする。（研修推進・道徳部） ・第 6 回なかよしアンケートの実施 ⇒情報集約・情報共有・指導（対策）・見届け
11 月	・高学年を対象として、いじめに関する講演会を実施する。また、その内容について保護者に周知する。 ・個別面談を実施し、担任と保護者で、学校生活やいじめに関する情報の共有を図る。 ・第 7 回なかよしアンケートの実施 ⇒情報集約・情報共有・指導（対策）・見届け
12 月	・基本方針について 2 学期評価・改善検討する。 ・特別の教科道徳において、集団・社会とのかかわりに関する授業実践を行う。（研修推進・道徳部） ・第 8 回なかよしアンケートの実施 ⇒情報集約・情報共有・指導（対策）・見届け
1 月	・特別の教科道徳において、人間としての在り方生き方とのかかわりに関する授業実践する。（研修推進委員会・道徳部） ・第 9 回なかよしアンケートの実施 ⇒情報集約・情報共有・指導（対策）・見届け
2 月	・学校運営協議会において、今年度の基本方針の取組の報告と次年度基本方針について協議する。⇒基本方針について年間評価及び公表する。 ・第 10 回なかよしアンケートの実施 ⇒情報集約・情報共有・指導（対策）・見届け
3 月	・今年度の問題の検討及び新年度の取組を検討する。⇒生徒指導部等と連携 ・企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討する。（企画委員会） ・第 11 回なかよしアンケートの実施 ⇒情報集約・情報共有・指導（対策）・見届け
年間を 通して	・年間を通し、あいさつができるように指導する。（4 月～3 月） ・年間を通し、わかる授業づくり、すべての児童が主体的に学べる授業を工夫する。 ・年間を通し、<u>いじめの早期発見、早期解決（解消率 100%）</u>に努める。 ⇒児童の気持ちに寄り添いながら、 管理職・生徒指導主任・教育相談主任・担任・養護教諭等と連携をとり適切に対応する。 ・年間を通し、児童集会をとおして仲間意識を高める。 ・教育相談日を年間 8 回程度設定し、<u>いじめの早期発見、早期解決（解消率 100%）</u>に努める。